

# 要介護1、2を給付外し

## 社保審部会で議論開始

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は8月29日、来年の介護保険法改定に向けた議論が開始しました。

厚労省は、給付と負担の見直しの検討項目として、「軽度者」(要介護1、2)の生活援助サービスやケアプランの作成費用など8項

# 介護保険法改正へ 負担増の議論開始

## 社保審部会 意見集約は難航も

来年の通常国会での介護保険法改正に向けた本格的な議論が29日、社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)の部会で始まった。介護費が増え続ける中で「給付と負担」の見直しは急務だが、介護サービス削減や利用者の負担増への賛否は割れており、12月までの意見集約は難航も予想される。

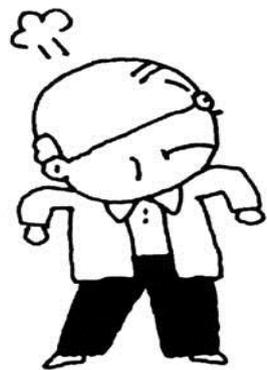
で賄う。2019年度介護費(予算ベース)は11・7兆円で、介護保険が始まった00年度の約3倍。団塊の世代が全員75歳以上になる25年度以降は財政が厳しさを増すと見込まれる。保険料も年々上がっている。65歳以上が払う平均保険料は19年度は月5869円で、00年度の約2倍になった。厚労省は部会で、自己負担の引き上げなど改正の検討項目II表IIを提示。経団連の井上隆常務理事は「持

### ■介護保険法 主な検討項目

- ・介護サービス利用時の自己負担(原則1割)について、2、3割負担の対象者を拡大
- ・在宅サービスの利用計画(ケアプラン)作成費に自己負担を導入
- ・要介護1、2の人への生活援助サービスを、市区町村による「地域支援事業」に移行

続可能な制度の再構築には痛みを伴う」と述べ、利用者の負担増につながる改革を進めるべきだと主張した。一方、「認知症の人と家族の会」の花塚ふみ代さんは「(負担増は)サービス利用を控えることにならない」と訴えた。

(石川春菜)



目を折り込みました。

政府は、昨年末に閣議決定した「改革工程表」で、20年の通常国会に法案を提出し、要介護1、2の人の生活援助サービスを介護保険給付から、市区町村の裁量で実施する「総合事業」に移すとしています。

14年の介護保険法の改定で、総合事業に移された要支援1、2では、本人の意思とは関係なく介護から「卒業」させられる事態が相次ぎました。その上要介護1、2まで保険給付から外されれば、介護保険制度は大きく変質してしまいますが、介護保険部会では法案提出を間に合わせるため、年内に報告を取りまとめる方針です。

利用者への負担増・給付抑制のほかに、交付金をつかって自治体同士を競わせる保険者インセンティブの強化なども織り込みました。

## はじめてのボランティア活動

通所リハビリテーションひまわりで、敬老会の催しにボランティアが初めて活動に参加しました。

当日は10人のメンバーが参加して、歌あり踊りありの賑やかな一時間をしっかりと勤めました。なかでも歌に合わせた衣装やお化粧は、周りの利用者様が笑いに巻き込むほどの盛り上がりでした。

利用者様が一緒に手を振る仕草は「立派なりハビリ」だと感じました。

